

深谷市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和 4 年 3 月 2 日市長決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（令和 4 年深谷市条例第 1 号）の理念に基づき、性的指向及び性自認に係る性的少数者の人権が尊重され、多様な生き方を選択でき、自分らしく暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） パートナーシップ 双方又は一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である 2 人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約した関係をいう。

（２） ファミリーシップ パートナーシップにある者と、その一方又は双方の子（養子含む。以下「子」という。）、親（養親含む。以下「親」という。）その他市長が認める者が、家族として継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約した関係その他市長が認める関係をいう。

（３） 宣誓 パートナーシップにある 2 人が、市長に対し、パートナーシップにある旨を誓うことをいう。

（宣誓の対象者）

第 3 条 宣誓することができる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

（１） 成年であること。

(2) 市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に転入を予定していること。

(3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップにある者がいないこと。

(4) 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(5) ファミリーシップにある者を含めて宣誓をする場合にあっては、ファミリーシップにある者のうち15歳以上であるものについて、本人の同意があること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

5 第3項に掲げるもののほか、ファミリーシップにある者を含めて宣誓をする場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他親子関係を証明する書類

(2) ファミリーシップにある者の同意書（ファミリーシップにある者が15歳未満の子の場合は不要）（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

6 ファミリーシップにある者が15歳未満の子である場合にあっては、当該子の発達段階に応じた説明を行うとともに、その意思を十分に尊重しなければならない。

7 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

8 第1項の規定による宣誓を行う場合において、市長が特に理由があると認めるときは、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

（証明書等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下これら

を「証明書等」という。)を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(第9条各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出であって、ファミリーシップにある者を追加する場合には、第4条第5項及び第6項の規定を準用する。

3 第1項の規定による届出であって、ファミリーシップにある者を追加する場合又は解消する場合には、宣誓者双方が変更届に署名して届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、証明書等の変更が必要である場合は、変更後の内容を記載した証明書等を交付するものとする。

5 宣誓に係るファミリーシップにある15歳以上の者が、当該ファミリーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書(様式第7号)により、ファミリーシップの解消を申し立てることができる。

6 市長は、前項の規定による申立がなされたときは、宣誓者に対して交付した証明書等を返却させた上で、変更後の証明書等を交付するものとする。

（継続の申告）

第8条 本市がパートナーシップ制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）から本市へ転入した者（以下「転入者」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第8号。以下「継続届」という。）を市長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップを継続することができる。

2 継続届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 協定自治体の証明書等パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていることがわかる書類

（2） 第4条第3項第1号に掲げる書類

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 パートナーシップ・ファミリーシップの継続については、第4条第7項及び第8項の規定を準用する。

4 市長は、継続届が提出された場合において、転入者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、転入者に対し、証明書等を交付するものとする。

5 市長は、前項の規定により、転入者に証明書等を交付したときは、転出元である協定自治体に対し、深谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告に係る通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第10号。以下「返還届」という。）を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

（1） パートナーシップが解消されたとき。

（2） 宣誓者の一方が死亡したとき。

（3） 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。（宣誓者が協定自治体へ転出した場合において、当該協定自治体から通

知があった場合を除く。)

(4) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(自治体間での連携)

第10条 パートナーシップ制度の連携に関し、必要な事項は、協定自治体との協定で定める。

2 市長は、協定自治体以外からの転入者について、転出元自治体の証明書等により宣誓の事実が明らかであり、かつ、パートナーシップ・ファミリーシップを継続して証明することが、深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（令和4年深谷市条例第1号）の目的及び本要綱の趣旨に照らして必要であると認めるときは、本要綱の規定を準用することができる。

(周知啓発)

第11条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。